

令和3年4月28日

保護者の皆様へ

大阪教育委員会
大阪市立玉津中学校
校長 北野 泰宏

緊急事態宣言の期間中（4月30日以降）の教育活動について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、今般、大阪府より政府に対し「緊急事態宣言」を行うよう要請され、政府が大阪を対象に「緊急事態宣言」を発出しております。みなさまに更なる感染拡大防止の取組をお願いするところです。

つきましては、本市としまして、徹底した感染症防止対策を講じるとともに、生徒の健やかな学びの保障や心身への影響の観点等を踏まえ、次のとおり教育活動を行ってまいりたいと考えていますので、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、学校園以外での日常生活についても各自が感染防御対策を取り、家庭内感染を防ぐなど今後の更なる感染拡大を少しでも予防し、子どもたちの学びの活動を止めないためにも、引き続き保護者の皆様とお子様の感染予防について令和3年4月8日付け「新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）」に基づき、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスに係る対応については、今後変更が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

記

○ 緊急事態宣言の期間中（4月30日以降）における生徒の学習活動について

- ・ 1～4時限目の時間は、家庭にて、ICTを活用した学習やプリント学習を行います。
 - ・ **家庭における学習終了後は12時05分までに登校し、健康状態の確認を行います。その後、給食を喫食します。**
 - ・ 5、6時限目の時間は、学校にて、家庭で学習した内容を深める学習などを行います。
 - ・ 4月30日（金）、5月7日（金）、5月11日（火）に関しては、午前9時00分より、双方向通信アプリ「Teams」を活用した、朝学活を実施する予定にしております。
- ※ご家庭におけるインターネットへの接続等について、ご協力をお願いいたします。なお、家庭学習については、ご家庭の端末を活用していただいても構いません。
- ※ご家庭におけるインターネットの環境が整っていない場合は、学校に相談してください。
- ※ご家庭で生徒の監護ができない場合や生徒に留守番させることが困難な場合等は、学校に相談してください。

（問い合わせ先）

大阪市立玉津中学校

06-6971-4438